

玉野市議会基本条例（案）に関する

パブリックコメント意見について

- 1 実施期間 平成24年11月1日(木)～12月26日(水)
- 2 閲覧場所 玉野市ホームページ，市役所1階情報公開室，各市民センター等行政情報コーナー
- 3 応募結果 本件のパブリックコメントの募集に対して137名から意見が提出された。
- 4 パブリックコメント主旨及び回答

意見の概要	意見に対する議会の考え方
<p>(逐条解説P. 12)</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則 (議決責任)</p> <p>第5条 議会は、市の最高意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。</p> <p>2 議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から原則として公表する。</p>	<p>○議案に対する公表は、市民生活への影響などを説明する責任（説明責任）をはじめ、議決した責任（議決責任）を果たすうえで重要な手段と考えます。</p> <p>具体的な手法として、各議案に対する議員の賛否を一覧表にまとめ、「玉野市議会だより」「市議会ホームページ」に掲載する予定としています。</p> <p>詳細な掲載内容は、現在協議していますが、今後も、議会活動に関する情報公開を積極的に行っていきます。</p>
<p><意見></p> <p><u>議案に対する賛否の公表は、公正・透明で真に開かれた議会の確立や議会の活動原則から重要と考える。各議員がどの議案に「賛成・反対」したかは、一般選挙時の重要な判断材料となる。具体的な手法をどのように考えているのか。</u></p> <p><u>※同様の内容により計2名の方からご意見を頂いております。</u></p>	

意見の概要	意見に対する議会の考え方
<p>(逐条解説P. 15)</p> <p>第3章 市民と議会の関係 (情報公開及び市民参加)</p> <p>第8条 議会は、市民に対する説明責任を十分に果たすため、議会の活動に関する情報公開を積極的に行う。</p>	<p>○本会議の様様については、既に倉敷ケーブルテレビによるライブ放映(全日程)及び録画放送(一般質問のみ)、また、ネット録画配信(全日程)を行っています。</p> <p>また、委員会審査については、従来、委員長の許可制としていましたが、議会基本条例の制定にあわせ、原則公開となります。</p>
<p>(逐条解説P. 23)</p> <p>第6章 委員会の活動 (委員会の活動)</p> <p>第16条</p> <p>2 委員会審査に当たっては、原則としてその審査を公開するとともに、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p>	<p>今後も、本会議及び委員会の審議、審査状況を積極的に公開していくとともに、多様な情報媒体を使い、多くの市民の皆様が議会に関心を持っていただけるよう、議会活動に関する情報公開を積極的に行っていきます。</p>
<p><意見></p> <p><u>情報公開は重要な事であり推進を望むが、具体的にはどのような方策を考えているのか。形式的なものではなく、実態を伴う内容を望む。</u></p> <p><u>例えば、一般質問において「いつ、誰が、どのようなテーマ」で質問するかなどを、事前にケーブルTVやインターネット、市民センター掲示等により周知されることが望ましい。</u></p>	<p>なお、一般質問の内容につきましては、議会ホームページに「一般質問日程表」を掲載し、発言順序、通告内容お知らせしていますが、ご提案のケーブルテレビや市民センターへの掲示等につきましては、今後、検討して参ります。</p>

意見の概要	意見に対する議会の考え方
<p>(逐条解説P. 15)</p> <p>第3章 市民と議会の関係 (市民との意見交換及び議会報告会)</p> <p>第9条 議会は、市民との意見交換の場を積極的に設け、市民の多様な意見を聴取するとともに、議員の政策立案能力が向上するよう常に研鑽を行うこととする。</p> <p>2 市政の諸課題に的確に対処するため、市政全般にわたって議員と市民が自由に情報及び意見を交換するため議会報告会を開催する。</p>	<p>○市民との意見交換の場及び議会報告会については、広く市民の皆様の参加をお願いするものです。</p> <p>議会報告会では、議会で何がどのように議論されているのかなど、市民の皆様に理解していただくため、議員が地域に出向き、直接議会活動の報告や市民と自由な意見交換を行う場を設けるものです。</p> <p>議会報告会の具体的な事項については、現在、協議を行っていますが、毎年5月頃に各中学校区で実施する予定としています。</p>
<p><意見></p> <p><u>議会報告会や市民との意見交換の場を設けるとのことであるが、自治会の役員のみならず、関心のある一般市民の参加も可能とすべき。</u></p> <p><u>また、議会報告会はどのように取り組むのか。</u></p>	

意見の概要	意見に対する議会の考え方
<p>(逐条解説P. 24)</p> <p>第7章 政務調査費 (政務調査費の執行及び公開)</p> <p>第17条 会派及び議員は、調査研究、政策立案等に資するために必要な経費の一部として交付される政務調査費については、<u>適正に執行するとともに、その用途及び結果について、透明性を確保するため公開しなければならない。</u></p>	<p>○政務調査費については、「玉野市議会政務調査の交付に関する条例」を定め、その用途及び結果については、市民に対し透明性を確保する観点から、現在、市役所2階の閲覧室で常時公開しています。</p> <p>ここでは、政務調査費を使用した全議員の収支報告書が随時閲覧でき、全ての項目に領収書(写し)を添付しています。</p>
<p><意見①></p> <ul style="list-style-type: none"> これを次のとおりとする。 (略) <u>適正に執行されるとともに、その用途及び結果について、透明性を確保するため使用した経費の全てについてその領収書を添付して公開しなければならない。</u>(二重下線部追加) 	<p>なお、「玉野市議会政務調査の交付に関する条例」第8条で、既に領収書添付を規定していることから、「玉野市議会基本条例」では原案どおりと考えます</p>
<p><意見②></p> <p><u>政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、支出した額に対する企業レベル(税務署調査有り)での内容報告が必要である。</u></p>	
<p>(逐条解説P. 29)</p> <p>第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬</p> <p>第23条 議員は、市民の信頼に及び信託に応えるため、市民全体の代表として自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持し、高い倫理感を持って行動しなければならない。</p>	<p>○政治倫理に関する規定の策定については、議会基本条例制定後、策定することとしています。</p> <p>なお、策定にあたっては、パブリックコメント等を実施し、広く市民の皆様の意見を頂く予定としています。</p>
<p><意見></p> <p><u>以前、テレビや新聞報道で政務調査費不正支出が問題となった。条例案の逐条解説で、「議長が別に要綱で定める」としているが、早急な制定を求める。</u></p> <p><u>また、要綱を制定する場合、市民に公開し意見を募って貰いたい。</u></p>	

意見の概要	意見に対する議会の考え方
<p>(逐条解説P. 29)</p> <p>(議員定数)</p> <p>第24条 議員定数は、議会が有する機能を十分発揮し、市民の意思を的確に市政に反映させるため、議会において活発な議論が行われるよう定めなければならない。</p> <p>2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較のみならず、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。</p> <p>3 議員定数については、別に条例で定める。</p>	<p>○議会を構成する議員の定数については、議会が多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、市民の意見の集約などの役割が求められていること。また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、地方分権時代においては地方公共団体の役割が拡大し、さらに市民への説明責任を果たすことがますます重要となっていること、執行機関に対する監視機能を担っていること等から、住民自治の合議体である議会が自主性、自律性を発揮して初めて地方自治の本旨は実現するものと考えています。</p>
<p><意見①></p> <p>これを次のとおりとする。</p> <p>第24条 <u>議員の定数を議員一人当たりの玉野市の人口が5,000人を下回らないものとする。</u></p> <p>(参考) <u>議員定数を12人</u>とした場合、議員一人当たりの人口は約5,300人となる。</p> <p><u>※同様の内容により 計129名の方からご意見を頂いております。</u></p>	<p>以上の観点から、「玉野市議会基本条例」は原案どおりとし、市民の意思を的確に市政に反映させるため活発な議論が可能となり、また、市政の監視機能が損なわれることのない議会構成を目指し、今後も引き続き議員定数について協議を進めていきます。</p>
<p><意見②></p> <p>現状の21名を15名以下に減員して、議会において活発な議論が行われる仕組みが必要。</p>	
<p><意見③></p> <p>基本条例において規定されているとおり、議会は市民の多様な意見を反映させるための議論、市政の監視評価、施策立案、情報の公開、市民への報告などが求められている。</p> <p>安易な議員数の削減は、民主主義と市民サービスの低下に繋がりがかねない。また、多様な市民意見を把握し、市政に反映することが困難となる。</p> <p>定数の削減には慎重を期すべきである。</p> <p><u>※同様の内容により 計7名の方からご意見を頂いております。</u></p>	

意見の概要	意見に対する議会の考え方
<p>(その他意見)</p> <p>○議会運営は、出来るだけボランティア団体、NPO、市民活動団体、町内会等を巻き込み、会派の活発な競争が発生する仕組み作りが必要である。</p> <p>○今後の議会運営は、道州制の基本に国から地方へ権限や財源を移譲し、選挙制度改革等、議会内会派の活発な動きを期待する。</p> <p>○議会内会派は、4年間のマニフェストを作成し会派としての意見を明確にする必要がある。</p> <p>○「二元代表制」は、市民からの選挙で選ばれた代表で、常に市民の意見を議会運営に反映させる必要がある。PCやiPad等をコミュニケーションツールとして活用した情報の共有や会員交流サイト（SNS）の積極的な活用による改革のスピードアップを期待する。</p>	<p>○貴重なご意見として、今後の議会改革及び議会運営の参考とさせていただきます。</p>